

狛江市交通安全対策会議の進め方

(1) 会議名称

狛江市交通安全対策会議

(2) 設置根拠

「狛江市交通安全対策会議条例」に基づき運営する。

(3) 所掌事務

- ① 狛江市交通安全計画の作成及びその実施を推進すること。
- ② 総合的な交通安全施策の推進に関すること。《条例第2条》

(4) 委員任期

令和8年6月1日から令和10年5月31日まで（任期2年）《条例第4条》

(5) 会議予定

第1回 令和8年6月29日（月）

第2回 令和8年8月20日（木）

(6) 会議の公開・非公開

公開 《条例第6条により規定》

※傍聴可とする。ただし、会議の妨害になるような行為は許容しない。

(7) 委員

【資料1】のとおり

(8) 会議の運営

① 定足数

会議の成立 会議は会長が招集し、全委員の過半数（6名）以上の出席による。
《条例第6条により規定》

② 議決

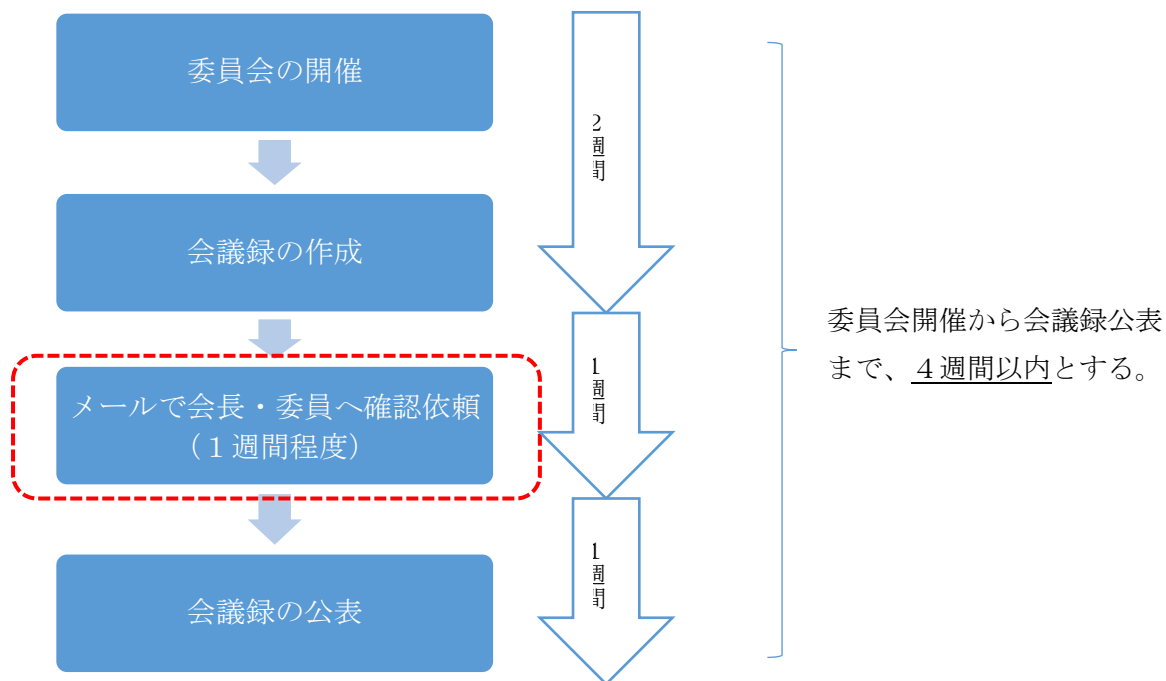
出席委員の過半数以上の同意をもって決する。※可否同数の場合は、議長である
会長が決する。《条例第6条により規定》

③ 会議録

要点筆記（委員名表記は匿名として、「会長、委員A等」とする。）

※会議ごとに各委員の承認を得たものを正式決定として、狛江市ホームページに
て公開する。

《狛江市附属機関等の設置及び運営に関する規則、狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領》



《参考》

狛江市附属機関等の設置及び運営に関する規則（抄）

（会議録の作成と公表）

第15条 審議会等の会議録の作成については、市長が別に定めるところによる。

2 会議録の公表は、原則として審議会等終了後4週間以内に市ホームページに掲載することにより行うものとする。

狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領（抄）

（会議内容の記録方法等）

第4条 前条第6号に規定する会議の内容は、詳細又は要点若しくは結論のみを記録するものとし、審議会等の長が当該会議の性格等を考慮し、当該会議の冒頭で諮り、そのいずれかについて決定するものとする。